

インクルーシブ教育システム構築モデル事業 公募要領

1. 事業名

インクルーシブ教育システム構築モデル事業

2. 事業の趣旨

「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された障害者基本法等の趣旨を踏まえ、現在、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。

中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」とされている。

本事業は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及するものである。

3. 事業の内容

下記の項目の中から希望するものを選択し実施するものとする。なお、それぞれの項目における詳細については別紙1～3を参照すること。

- (1) インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
- (2) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）
- (3) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

4. 公募対象

以下の団体を公募対象とする。

- (1) インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
 - ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・市区町村教育委員会
 - ・附属幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する国立大学法人
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人

(2) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）

- ・都道府県・指定都市教育委員会

（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。）

- ・市区町村教育委員会
- ・附属学校を設置する国立大学法人
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人

(3) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

- ・都道府県・指定都市教育委員会

（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。）

- ・市区町村教育委員会
- ・附属学校を設置する国立大学法人
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

- (1) 提出様式

企画提案書は別紙様式「事業実施計画書」によって代えるものとする。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

- (2) 提出部数

正本を1部提出すること。なお、提出書類は返却しない。

- (3) 提出方法

書類の提出は、以下の2通りに限る。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の2通りの方法の組合せによる提出は可とする。

①電子メール

- ・別紙様式「事業実施計画書」をWord、一太郎又はPDFファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「組織名・総合推進事業実施計画」（組織名の例 例1：北海道教育委員会、例2：北海道、例3：北海道教育大学）とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が5MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

②郵送等（郵便、宅急便等）

- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先

①電子メール

tokubetu@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目 2 - 2

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課振興係（宛）

TEL:03-5253-4111（内線3192）

(5) 提出締切

平成25年5月24日（金）

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・郵送等の場合、当日18:00必着

(6) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

7. 事業規模（予算）及び採択件数

- ・インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
事業規模：1件あたり標準額 400万円程度
採択件数：60校程度を予定
- ・インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）
事業規模：1件あたり上限額 700万円程度
採択件数：40地域程度を予定
- ・インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）
事業規模：1件あたり上限額 2,400万円程度
採択件数：20地域程度を予定

8. 選定方法等

(1) 選定方法

審査評価委員会において書類選考を実施する。なお、選考は3の(1)～(3)に示す内容ごとに行う。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9. スケジュール（予定）

公募締切：平成25年5月24日（金）

審査：平成25年6月

契約締結：平成25年6月～7月

契約期間：原則、契約締結日から平成26年3月31日まで

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

11. その他

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。

また、事業実施にあたっては、契約書を遵守すること。